

豊田市土地開発公社公告第1号

下記のとおり事後審査型一般競争入札（価格競争）を行いますので、豊田市土地開発公社業務方法書第14条に基づき準用する豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年2月10日

豊田市土地開発公社理事長 辻 邦恵



記

対象工事

番号	工事内容（予定価格は税抜き）					
001	工事名	豊寿園第2駐車場舗装工事（週休2日）				
	工事場所	豊田市渡刈町地内	業種	ほ装工事	予定価格	事後公表

I 案件に関する事項		
1	契約種別	工事 K260209S001
2	整理番号	001
3	工事名	豊寿園第2駐車場舗装工事（週休2日）
4	工事場所	豊田市渡刈町地内
5	工期末	令和8年6月30日
6	工種	ほ装工事
7	工事概要	<p>豊寿園第2駐車場舗装工</p> <p>舗装工 A = 1 1 3 6 m²</p> <p>側溝工 L = 1 0 7 m</p> <p>管渠工 L = 7 m</p> <p>集水柵工 N = 5 基</p> <p>防護柵工 L = 3 1 m</p> <p>区画線工 L = 5 0 1 m</p>
8	予定価格（税抜き）	事後公表
9	設計図書等の入手方法	豊田市ホームページからダウンロード
10	設計図書等の入手期間	令和8年2月10日（火）午後1時0分から 令和8年3月2日（月）午後5時0分まで
11	設計図書等に関する質問	令和8年2月10日（火）午後1時0分から令和8年2月20日（金）午後5時0分までに担当課へ
12	入札（現場）説明会	無
13	担当課	（開）業務課 0565-34-6668
II 参加資格に関する事項		
1	参加申込方法	豊田市役所総務部契約課へ申込書を提出
2	参加申込期間	令和8年2月12日（木）午前9時0分から 令和8年2月20日（金）午後5時0分まで
3	参加申込書受付票発行日	参加申込時に受付票を交付
<参加資格>		
(1)	共通	<p>A 豊田市競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>B 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。</p> <p>C 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者でないこと。</p> <p>D 本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。</p> <p>E 暴力団排除の対象となる者でないこと。</p> <p>F 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。</p> <p>G 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。</p>
(2)	地域要件	豊田市内本店
(3)	建設業許可	一般建設業又は特定建設業（ほ装工事業）
(4)	豊田市総合点	ほ装工事 600点以上
(5)	申請者施工実績等	平成27年4月以降官公庁 当該業種に係る工事 300万円以上
(6)	現場配置技術者	当該業種に係る主任技術者又は監理技術者を建設業法に従い配置できること。 詳細は、別添の公告説明書のとおり。

(7) その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市税の未納がない者 ・ 当該業種に係る令和6年度豊田市工事成績（令和6年度中に検査・完了した工事の成績）の平均が65点以上の者 ・ 豊田市工事成績による当該業種に係る入札参加制限の対象となっていない者
-----------	--

Ⅲ 入札に関する事項	
1 入札種別	紙
2 入札方式	事後審査型一般競争入札
3 落札方式	価格競争
4 入札日時	令和8年3月3日（火）午前9時30分
5 開札日時	令和8年3月3日（火）午前9時30分
6 開札場所	豊田市役所 南31会議室（南庁舎3階）
7 入札保証金	免除
8 入札方法	指定時刻に会場で入札（指定入札書・誓約書使用のこと）
9 入札回数	1回（落札者がいない場合は再度入札（1回））
10 入札時添付資料	要（積算内訳書）
11 不落随契	有
12 調査基準等価格区分	最低制限価格
13 入札特定条件	無

Ⅳ 契約に関する事項	
1 契約書作成	要
2 契約保証金	要
3 契約締結予定年月日	令和8年3月12日（木）午後
4 契約の場所	豊田市役所 総務部契約課（南庁舎3階）
5 建設リサイクル法	該当
6 個人情報保護	非該当
7 情報セキュリティ	非該当
8 契約特記	無
9 前払金	有
10 部分払回数	3
11 支払特記	無
12 VE案件区分	非該当

※ 案件に関する事項について

1 案件の詳細

「設計図書(仕様書)等の入手方法」に従って設計図書、仕様書等を入手してください。

○あいち電子調達共同システム(CALS/EC) URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

○豊田市ホームページ「事業者向け情報/入札情報のページ」 URL <https://www.city.toyota.aichi.jp>

2 案件に関する質問等

設計図書(仕様書)等に関する質問は、質問期間内に文書(原則、指定様式)により担当課へ直接持参して提出してください。なお、回答方法は提出時に担当課に確認してください。

※ 入札(見積)参加資格に関する事項について

1 参加資格

(1) 共通要件

「共通」に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

ア 豊田市に参加資格審査を申請し、承認された資格を、公告日に有する必要があります。

イ 本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者は参加できません。

ウ 本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。

エ 本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、本市から豊田市入札参加停止等要綱第2条、第3条及び第7条に規定する入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者は参加できません。

オ 本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者は参加できません。

カ 本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

キ 本案件への競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

(2) 地域要件

「地域要件」に示す用語は、次に定めるところによります。

<豊田市内本店>：豊田市内に建設業法(昭和24年法律第100号)上の主たる営業所(一般的には「本社」・「本店」のことをいう。)を有する者をいいます。なお、地区が指定されている場合は、当該地区に建設業法上の主たる営業所を有する者をいいます。

<豊田市内支店>：豊田市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所(一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。)を有する者をいいます。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登録された営業所に限ります。

<愛知県内本店>：愛知県内に建設業法上の主たる営業所を有する者をいいます(豊田市内本店を含みます)。

<愛知県内支店>：愛知県内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所を有する者をいいます(豊田市内支店を含みます)。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登録された営業所に限ります。

(3) 建設業許可

「建設業許可」は、建設業法第3条に基づく建設業の許可(許可の更新申請中のものを含む)を受けていることを示し、「特定建設業」の記載がある場合は、当該工事業種の特定建設業許可を必要とします。

(4) 豊田市総合点

「豊田市総合点」に点数(例：土木一式工事700点以上)の記載がある場合は、「豊田市工事等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」に基づき設定された当該年度、当該業種の豊田市総合点を指します。入札参加資格は記載されている点以上(未満)の得点者のみとなります。なお、豊田市内本店で豊田市総合点を有していない又は豊田市内に本店を有していない場合は、申請日に1年7か月を経過しない審査基準日における経営事項審査の総合評価値通知書の当該業種の総合評価値(P点)を指します。

(5) 申請者施工実績

「申請者施工実績」を求める場合、要求以上の施工実績を有していることが必要です。

施工実績は、指定の日以降に完成したすべての要件を満たす元請工事で、金額は税込額とします。官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限ります。施工実績や業種についてはCORINS等で確認します。ただし、豊田市における平成16年度以降の工事成績65点未満の工事は、実績としてみなしません。また、共同企業体の代表構成員以外の構成員の実績で申請しようとするときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が20%以上である必要があります。

また、施工実績に係る契約金額を入札参加資格に求めている場合は、当該出資比率を乗じた額が求める条件以上であることが必要です。なお、この施工実績は、入札参加する企業等の実績であり、この工事に配置を予定する技術者個人の実績である必要はありません。

(6) 現場配置予定技術者

ア 現場に配置していただく技術者条件は以下のとおりです。

(ア) 建設業法第26条に定める当該業種に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、請負代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となります。

なお、下請代金の総額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、監理技術資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。

また、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。

(イ) 建設業法第26条第3項ただし書の規定に基づき、監理技術者補佐を専任で置く場合は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて(通知)」のとおりとします。また、調査基準価格を下回る額での契約の場合、「現場配置技術者」の要求要件に関わらず配置予定技術者は専任とします。

(ウ) 配置技術者は3か月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 入札参加申請書提出時の注意点

- (ア) 申請後の配置予定技術者の変更は認めません。
- (イ) 配置予定技術者は3名まで申請できます。
- (ウ) 配置予定技術者の特定について、落札候補者となった者が、開札日を同じくする複数の案件において落札候補者となる場合は、豊田市事後審査型一般競争入札実施要領第8条第3項に基づき技術者の審査を行います。審査の結果、落札候補者となった案件に技術者を配置できなくなった場合は、当該技術者を配置できなくなった案件について入札参加資格を有していないものとしします。
- (エ) 配置予定技術者を配置できなくなった場合は、その旨を速やかに届け出てください。
- (オ) 落札後に配置予定技術者を配置できない場合は、入札参加停止等の対象となる場合があります。
- (カ) 落札後の配置予定技術者の変更は、死亡、傷病、退職等の真にやむを得ない場合を除き認めません。やむを得ず変更する場合は、配置技術者と同等以上の資格、能力を有する者を配置してください。
- (キ) 現場代理人は、入札参加申請書に記載した現場代理人を提出時から拘束するものではありません。また、配置後の変更については、特に理由を問いません。
- (ク) 配置予定技術者及び現場代理人は、公告日以前に直接的かつ3か月以上の雇用関係が必要です。配置予定技術者は入札参加資格の確認時に雇用関係を確認しますが、現場代理人は入札参加資格の確認時には雇用関係の確認をしませんので、落札後に適正に配置できるようにして参加ください。

(7) その他要件

- ア 当該業種の工事成績の平均に係る要件について、当該業種の当該年度の豊田市工事成績がない者は、参加資格を有するものとします。
- イ 豊田市工事成績による入札参加制限に係る要件について、令和5年4月1日以降に当初契約を締結した工事の豊田市工事成績が65点未満の者は、入札参加制限として、当該豊田市工事成績の通知日の属する月の翌々月から2か月間（60点未満の場合は、4か月間）は、同一業種の入札に参加することができません。

2 参加資格の確認等

☆「入札方式」が「事後審査型一般競争入札」の場合

- (1) 入札に参加されたい方は、期限までに入札参加申込みをし、受付を受けてください。受付を受けないと本入札に参加することができません。
- (2) 開札後、落札候補者となった者を対象に、公告日現在での入札参加資格を確認します（やむを得ない場合を除く）。ただし、建設業法で技術者の専任を求める工事で他の工事の監理（主任）技術者として従事中の者を配置予定技術者として申請した場合は、開札日に配置予定技術者の工事従事状況の確認を行うため、開札日の前日までに従事中の工事と開札する工事との工程表を契約課に提出してください。専任期間の範囲は、最新の監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知）によります。

3 資格確認申請等

申請資料等は、「設計図書（仕様書）等の入手方法」に準じてダウンロードの上、以下により入札参加申込み又は入札参加資格確認申請（以下「資格確認申請等」という。）をしてください。資格確認申請等にあたって虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、入札を無効とします。

☆☆「入札種別」が「紙」の場合

- (1) 申請書に代表者等の印を捺印の上、豊田市役所契約課（「問合せ先」を参照）窓口へ申請書等1部を提出してください。
- (2) 資格確認申請等の期間は、「資格確認申請（参加申込）期間」に記載する期間の市役所の開庁時間（平日（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）となります。
- (3) 申込日に受付票を窓口にて交付します。

☆☆「入札種別」が「電子」の場合

- (1) 電子調達共同システムで必要な事項を入力し、事後審査型一般競争入札（価格競争方式）参加資格審査申請資料を添付して送信してください。
 - ・添付するファイル名は「<会社名>申請資料」（10文字以内で案件名等を追加することは可とします。）としてください。なお、ファイル形式は変更しないでください。
 - ・紙による資格確認申請等は、原則として認められません。ただし、豊田市電子入札実施要領第9条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承認を得た場合に限り行うことができます。
 - ・入札に係る手続きは電子調達共同システムを使用するため、入札に参加するには、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しており、かつ電子調達共同システムへICカードの利用者登録を行っていることが必要となります。
- (2) 資格確認申請等の期間は、「資格確認申請（参加申込）期間」に記載する期間（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）となります。
- (3) 申込日に参加申込書受付票を電子調達共同システムにより通知します。

※ 入札に関する事項について

1 入札の執行

- (1) 入札日までに本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加資格を取り消すことがあります。
- (2) 入札参加者が1者以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があつた場合には入札を中止する場合があります。
- (3) 入札保証金は、豊田市契約規則第11条の規定により免除します。

☆☆「入札種別」が「紙」の場合

- 入札書は所定のもの（市ホームページより入手）を使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個以上の封印をして提出してください。
- 会場での集合入札となりますので入札開始時間までに入場してください。入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができません。
- 誓約書は整理番号ごとにそれぞれ作成し、入札書封筒に同封せず別途、入札会場で提出してください。誓約書の提出が無い場合は入札へ参加することができません。
- 事前に豊田市入札心得書をよく読んで参加してください。（豊田市ホームページに掲載）

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

電子調達共同システムを使用します。「入札日時」に記載された期間中に電子調達共同システムに入札金額を直接入力し、送信してください。

事前に豊田市入札心得書及び豊田市電子入札実施要領等をよく読んで参加してください。（豊田市ホームページに掲載）

2 入札の方法

(1) 入札回数は1回とします。ただし、「予定価格」が事前に公表されていない場合で落札者が無いときは再度入札(1回のみ)を行います。また、以下の者は再度入札に参加することはできません(不落随契時の取り扱いにも準用)。

・最低制限価格を下回った入札を行った者

(2) 「不落随契」が“有”の場合で再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取止め、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行します。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(4) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。ただし、単価契約のときは、1円未満の端数切り捨ては行いません。

(5) 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各項目合計金額が入札書に記載された入札金額と同額となるようにしてください。

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

内訳書は、ファイル名を「<会社名>内訳書」とし、添付してください(10文字以内で工事名等を追加することは可とします)。

開札時刻から落札決定までは電子入札システムによって開札状況を確認し、再度入札に備えて待機してください(再度入札の場合は電子メールにてお知らせします)。

随意契約に移行した場合には、電子メールにてお知らせします。再度入札において最低入札金額で応札された方から順に、契約課から連絡し、随契交渉に応じる意思を確認します。

3 開札の方法

☆☆「入札種別」が“紙”の場合

開札は会場で入札後速やかに行います。

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

開札は「開札日時」に「開札場所」で行います。

4 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した上で落札者として。当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者の方を落札候補者とし入札参加資格を確認します。なお、入札参加資格の確認は、原則、開札日の翌々日までに行い、落札者を決定します。

・配置予定技術者の特定について、落札候補者となった者が、開札日を同じくする複数の案件において落札候補者となる場合は、豊田市政事後審査型一般競争入札実施要領第8条第3項に基づき技術者の審査を行います。審査の結果、落札候補者となった案件に技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を有していないものとします。

☆「調査基準等価格区分」が“最低制限価格”の場合

豊田市契約規則第16条の規定に従って、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内において最低制限価格を設定します。入札金額が最低制限価格を下回る場合は落札者となることできませんのでご注意ください。

☆調査基準等価格区分の設定がない場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として。

5 無効な入札

以下の入札(見積)は、無効とします。

☆☆「入札種別」が“紙”の場合

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時(入札開始宣言)までに、所定の場所に到達しない入札
- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・記名及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札(従業員が入札に参加する場合の委任状は不要)
- ・所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ・金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・訂正抹消した箇所に押印のない入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・その他契約当事者があらかじめ指示した事項に違反した入札

☆☆「入札種別」が“電子”の場合

- ・入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・電子署名及び電子証明書のない入札
- ・同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- ・特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- ・積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の提出のない入札及び積算内訳書に記載のない入札
- ・所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ・その他契約当事者があらかじめ指示した事項に違反した入札

- 6 失格とする入札
最低制限価格を下回った入札は、失格とします。
- 7 落札決定後提出書類

(1) 落札者は、落札決定の翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日）に以下の書類を提出していただく必要があります。

- ・有効な当該建設業許可の写し
 - ・契約保証届出書（契約保証が必要な案件のみ）
- (2) 工事名の末尾に「（余裕期間）」とある工事の場合は、落札決定後、契約締結予定年月日の前日までに「実工事期間通知書」を提出していただく必要があります。同通知書の提出後、実工事期間に関する覚書を締結します（覚書締結予定日は、同通知書の提出日の翌木曜日）。なお、提出期限内に同通知書の提出がない場合は、全体工期を実工事期間として設定したものとみなし、また、その旨の覚書を締結したものとみなすことになります。

- 8 入札結果等の公表
入札結果等は、豊田市ホームページにおいて公表します。

※ 契約に関する事項について

- 1 契約の締結

「契約書作成」が“要”の場合には、契約書による契約締結が必要です。豊田市契約規則で規定する契約約款については、市のホームページで閲覧することができます。また落札決定後、契約締結までの間に本市から入札参加停止を受けた場合は、当該契約を締結しない場合があります。

- 2 契約保証

「契約保証金」が“有”の場合には、落札者が豊田市契約規則第37条の免除ができる場合に該当する場合を除いて、契約金額の100分の10以上の契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。

契約保証金が必要な落札者は、契約保証届出書を市のホームページからダウンロードし、落札決定の翌日に契約課へ提出してください（入札参加前に保証の予定金額及び保証の種類を確定しておいてください）。

- 3 附帯契約条件

(1) 「建設リサイクル法」が“該当”の場合には、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく契約となるため、関係書類を落札決定後、速やかに担当課へ提出してください。なお、関係書類の様式は、全て豊田市のホームページに掲載されています。

(2) 「個人情報保護」が“該当”の場合には、個人情報の保護のために講ずべき措置を義務付けます。

(3) 「情報セキュリティ」が“該当”の場合には、情報セキュリティ確保のために遵守すべき措置を義務付けます。

- 4 下請負及び再委託

その請け負った工事の全部を第三者に請け負わせることはできません。契約した工事について、本市から下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求された場合は、当該請求に係る事項を本市に回答する必要があります。

- 5 支払条件

(1) 「前払金」が“有”の場合には、前払金を請求することができます。前金払の率等については、「豊田市前金払事務取扱要領」を参照してください。

(2) 「部分払回数」に回数の記載がある場合には、部分払いを受けることができます。

(3) 「支払特記」に条件の記載がある場合には、支払いに関し、特別な条件が付されます。多年度にわたる業務では、各年度ごとに支払うことのできる金額に制限がかかる場合や、契約を結んだ年度に支払いをできない場合があります。

- 6 労働環境を確保するための取組の報告

「入札特定条件」に「本案件は、豊田市公契約条例（令和3年条例第39号）及び豊田市公契約規則（令和3年規則第69号）に定める特定公契約対象工事である。」と示されている案件は、豊田市公契約条例に係る労働環境を確保するための取組の報告の対象となり、元請業者及び一次下請業者は、豊田市に対し労働環境取組報告書を提出するなどの事務手続が必要となるため、豊田市ホームページを確認してください。

※ 問合せ先

案件に関すること以外の質問は以下へお問い合わせください。

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 総務部契約課（南庁舎3階）

電話：0565-34-6616 FAX：0565-34-6789 メール：keiyaku@city.toyota.aichi.jp